

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 規則
福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則 四七〇
- 告示
土壌汚染対策法により要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定を解除する件 四七〇
- 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件 四七一
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 四七一
- 道路の区域を変更する件 四七二
- 道路の供用を開始する件 四七三
- 海岸保全区域として指定する件の一部を改正する件三件 四七三
- 公告
土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 四七六
- 県営土地改良事業の工事が完了した件 四七九
- 福島海区漁業調整委員会
はえなわ漁業について指示する件 四七九

規 則

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年八月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第五十九号

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則（平成九年福島県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表福島県営居合団地の項中「一号室から十号室まで」を「二号室、四

号室、九号室、十号室」に改め、「四十号室まで、五号棟の」の下に「一号室、三号室、五号室から八号室まで、」を加える。

附 則

この規則は、平成二十九年九月一日から施行する。

（建築住宅課）

告 示

福島県告示第五百六十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。）の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域の指定を次のとおり解除する。

平成二十九年八月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 法第六条第四項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域の指定の一部を次のとおり解除する。

1 指定を解除する区域

田村市大越町上大越字後原一〇番、一〇番五〇、一一番一六、一二番一、一三番一、一四番一、一五番一、一六番一、一九番及び二〇番の各一部、同市大越町上大越字入山一三番二の一部並びに同市大越町上大越字中平六〇番一、六〇番二、八六番一及び八七番一の各一部で次の図に示す区域

2 指定を解除する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。）又は土壌含有量基準（同条第二項の基準をいう。以下同じ。）に適合していなかった特定有害物質（法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）の種類

- (一) 土壌溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
六価クロム化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- (二) 土壌含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
なし

3 講じられた指示措置等

土壌溶出量基準に適合しない特定有害物質に汚染された土壌の掘削除去
二 法第十一条第二項の規定により、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域の指定の一部を次のとおり解除する。

1 指定を解除する区域

田村市大越町上大越字後原一〇番、一一番一六、一二番一、一三番一、一四番一、一五番一、一六番一及び二〇番の各一部、同市大越町上大越字入山一三番二の一部並びに同市大越町上大越字中平六〇番一、六〇番二、八六番一及び八七番一の各

一部で次の図に示す区域

2 指定を解除する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類

(一) 土壌溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類

セレン及びその化合物

(二) 土壌含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類

鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

土壌含有量基準に適合しない特定有害物質に汚染された土壌の掘削除去

及び福島県中地方振興局県民環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。
(水・大気環境課)

福島県告示第五百七十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十九年八月二十九日から同年九月二十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県東北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部情報政策課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
平成二十九年八月二十九日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ヨークベニマル鎌田店 福島県福島市丸字柳原二番四ほか

二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要

1 騒音の発生に係る事項

(一) 店舗の営業に伴い、周辺住民の生活環境に影響が生じることが予想されるが、特に当該店舗の敷地北西側には住宅が隣接しているため、荷さばきやドアの開閉等の際に生じる騒音には十分配慮し、深夜・早朝などの作業がある場合には、周辺住民への十分な事前説明と理解を得るようにすること。

(二) 始業前の深夜・早朝に保冷車・冷凍車などの待機がある場合には、駐車位置を隣接する住居から離すよう配慮すること。

(三) 受電設備・空調室外機等の設置場所・機種を選定等に当たっては、周辺住民の生活環境を損ねないよう十分留意すること。

(四) 環境関係法令等に基づく届出について、遺漏のないようにすること。

2 廃棄物に関する事項

(一) 廃棄物の発生抑制に努め、再資源化できるもの(古紙類(ダンボール、新聞紙、雑誌、紙パック、その他の紙等)、びん類、缶類)については、再資源化ルート

を利用し、極力再生利用を行うこと。

また、事業活動に伴って発生した廃棄物については、事業者の責任において適正に処理し、廃棄物の保管・運搬にあたっては、飛散防止などの周辺環境の保全に努め、苦情等の問題が発生した場合は、早急かつ誠意ある対応を行うこと。

(二) 廃棄物の収集運搬・処理を委託する場合は、廃棄物の種類(産業廃棄物(事業活動に伴って生じた廃プラスチック類・金属くず・ガラスくず)・事業系一般廃棄物など)ごとに、それぞれの許可を受けた業者へ委託し適正に処理すること。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
(商業まちづくり課)

福島県告示第五百七十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十九年八月二十九日から同年九月二十九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び喜多方市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十九年八月二十九日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン塩川 福島県喜多方市塩川町小府根字曾谷田二十七番一ほか

二 法第八条第一項の規定により喜多方市から聴取した意見の概要

意見なし。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百七十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所平成二十九年八月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年八月二十九日

福島県知事 内堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道曲木	石川郡玉川村大字川辺	変更前 の変更後	(メートル)	(メートル)
		七・六〇		二九一・〇

中野目線	字中沖三一八番一地从 から	変更後	二三・八
	同 郡同 村大字川辺 字中沖三二八番二地先 まで		七・六〇 一七・〇 二九一・〇

(道路計画課)

福島県告示第五百七十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所平成二十九年八月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十九年八月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道曲木中野目線	石川郡玉川村大字川辺字中沖三二八番一地从先から 同 郡同 村大字川辺字中沖三二八番二地先まで	平成二十九年八月二十九日

(道路計画課)

福島県告示第五百七十四号

海岸保全区域として指定する件(昭和三十三年福島県告示第二百三十六号)の一部を次のように改正する。
平成二十九年八月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

表24原町海岸帯地区海岸の項区域の欄を次のように改める。

一 基点及び補助点の位置(公共座標第IX座標系)	
基点1	X一七九五五・五五三 Y一〇五二・一一一の点
基点2	X一七九五五・二一四 Y一〇五二・〇一五の点
基点3	X一七九五一・八六五 Y一〇五一・四一三の点
基点4	X一七九四五・〇五一 Y一〇五一・二三八七の点
基点5	X一七九四七・四八七 Y一〇五二・五一一の点
基点6	X一七九四五・九五〇 Y一〇五二・五七七の点
基点7	X一七九四六・六五〇 Y一〇五二・四八二の点

一 基点及び補助点の位置(公共座標第IX座標系)	
基点8	X一七九四五・五四七 Y一〇五二・五三八の点
基点9	X一七九四四・一五九 Y一〇五二・〇一九の点
基点10	X一七九四一・四三八 Y一〇五二・〇三八の点
基点11	X一七九四二・一三五 Y一〇五二・〇四八の点
基点12	X一七九四〇・七三六 Y一〇五二・四〇〇の点
基点13	X一七九三六・〇〇五 Y一〇五二・七八八の点
基点14	X一七九三六・六一五 Y一〇五二・七八八の点
基点15	X一七九三三・六〇六 Y一〇五二・七八八の点
基点16	X一七九三五・六八〇 Y一〇五二・七八八の点
基点17	X一七九三五・〇七二 Y一〇五二・五七四の点
補助点1	X一七九三三・〇三二 Y一〇五二・八八八の点
補助点2	X一七九三七・七八二 Y一〇五二・七六八の点
補助点3	X一七九三七・一五〇 Y一〇五二・五〇六の点
補助点4	X一七九三八・四七二 Y一〇五二・六三二の点
補助点5	X一七九五九・四〇七 Y一〇五二・六三七の点
補助点6	X一七九五八・三九八 Y一〇五二・四三七の点

二 区域

帯地区海岸基点1、基点2、基点3、基点4、基点5、基点6、基点7、基点8、基点9、基点10、基点11、基点12、基点13、基点14、基点15、基点16、基点17、補助点1、補助点2、補助点3、補助点4、補助点5及び補助点6を順次直線で結んだ線並びに補助点6と基点1を直線で結んだ線により囲まれた区域(保安林を除く。)

表29相馬海岸古磯部地区海岸の項区域の欄を次のように改める。

一 基点及び補助点の位置(公共座標第IX座標系)	
基点1	X一九六二四・三九五 Y一〇二七・四三九の点
基点2	X一九六二三・一三一 Y一〇二七・〇三八の点
基点3	X一九六一七・六一八 Y一〇二六・六一八の点
基点4	X一九六一七・〇八一 Y一〇二六・五五四の点
基点5	X一九六一五・一九七 Y一〇二六・四九八の点
基点6	X一九六一一・六九八 Y一〇二六・五〇七の点
基点7	X一九六一一・三五五 Y一〇二六・四七二の点
基点8	X一九六一四・三一九 Y一〇二六・五一一の点
基点9	X一九六一二・八二六 Y一〇二六・五五七の点
基点10	X一九六〇七・二〇一 Y一〇二六・七一八の点
基点11	X一九六〇三・七九一 Y一〇二六・八三三の点
基点12	X一九五九九・八九六 Y一〇二六・九六三の点

一 基点及び補助点の位置（公共座標第Ⅹ座標系）

基点1	X二〇一六一・五〇九	Y一〇一四二・二二五
基点2	X二〇一四〇七・八七五	Y一〇一四一四・三五六
基点3	X二〇一四〇七・五二三	Y一〇一四三〇・三一八
基点4	X二〇一三九二・二五九	Y一〇一四三〇・五三八
基点5	X二〇一三三六・九五四	Y一〇一四三一・三三二
基点6	X二〇一二六〇・〇一五	Y一〇一四三二・四三八

表31相馬海岸大浜地区海岸の項区域の欄を次のように改める。

二 区域

古磯部地区海岸基点1、基点2、基点3、基点4、基点5、基点6、基点7、基点8、基点9、基点10、基点11、基点12、基点13、基点14、基点15、基点16、基点17、基点18、基点19、基点20、基点21、基点22、基点23、基点24、基点25、基点26、基点27、補助点1、補助点2、補助点3、補助点4、補助点5及び補助点6を順次直線で結んだ線並びに補助点6と基点1を直線で結んだ線により囲まれた区域（保安林を除く。）

基点13	X一九五九八五・九二七	Y一〇二六九八・五四八
基点14	X一九五九七三・八四一	Y一〇二七〇〇・一八一
基点15	X一九五九四七・三二〇	Y一〇二七〇八・一一七
基点16	X一九五九四三・五〇一	Y一〇二七一〇・二〇五
基点17	X一九五九〇〇・二五一	Y一〇二七二三・一四二
基点18	X一九五八四九・九八九	Y一〇二七三八・三六九
基点19	X一九五八三三・二六三	Y一〇二七四四・一七三
基点20	X一九五八一・二三〇	Y一〇二七五二・八一九
基点21	X一九五七九六・七五五	Y一〇二七五九・一四五
基点22	X一九五七三五・八七一	Y一〇二七八六・八六三
基点23	X一九五七三一・二三七	Y一〇二七八八・六八七
基点24	X一九五七一・二八五	Y一〇二八〇一・〇四五
基点25	X一九五七〇・五五〇	Y一〇二八〇一・八三五
基点26	X一九五七〇九・八八五	Y一〇二八〇二・一三七
基点27	X一九五六九六・八四五	Y一〇二八〇二・五二五
補助点1	X一九五七三七・九九八	Y一〇二八九九・四三七
補助点2	X一九六一〇一・六五一	Y一〇二八一五・六〇六
補助点3	X一九六一〇七・五九六	Y一〇二九一四・二九五
補助点4	X一九六一七一・三六三	Y一〇二九五四・一六〇
補助点5	X一九六三三七・七二八	Y一〇二八七六・六五五
補助点6	X一九六三四六・五一八	Y一〇二七八二・一三九

基点7	X二〇一二四四・九五九	Y一〇一四三二・六五四
基点8	X二〇一二二八・八二一	Y一〇一四三二・九八五
基点9	X二〇一一九六・五六八	Y一〇一四三三・五一四
基点10	X二〇一一八〇・四四九	Y一〇一四三四・二四一
基点11	X二〇一一六四・三四七	Y一〇一四三五・一六六
基点12	X二〇一一四八・二五九	Y一〇一四三六・二八八
基点13	X二〇一一〇四・二七二	Y一〇一四三七・六〇九
基点14	X二〇一〇四八・二七二	Y一〇一四四六・四三三
基点15	X二〇一〇三七・八二二	Y一〇一四四一・八三三
基点16	X二〇一〇一七・三八二	Y一〇一四四三・六三七
基点17	X二〇一〇〇七・九〇三	Y一〇一四四三・六三七
基点18	X二〇〇七九四・五六四	Y一〇一四四八・八二三
基点19	X二〇〇七七九・七〇四	Y一〇一四七〇・〇四八
基点20	X二〇〇七六四・八二七	Y一〇一四七一・一〇〇
基点21	X二〇〇七四九・九四〇	Y一〇一四七一・九八〇
基点22	X二〇〇七三五・〇四三	Y一〇一四七二・六八七
基点23	X二〇〇七二五・一三九	Y一〇一四七三・二二一
基点24	X二〇〇七〇五・二三〇	Y一〇一四七三・五八一
基点25	X二〇〇六四七・一四三	Y一〇一四七四・六四一
基点26	X二〇〇六三七・〇四三	Y一〇一四六九・三二五
基点27	X二〇〇六一六・五二一	Y一〇一四六九・七〇三
基点28	X二〇〇六〇六・六二四	Y一〇一四七五・三八六
基点29	X二〇〇二七六・二六九	Y一〇一四八一・四六五
基点30	X二〇〇二六六・二三〇	Y一〇一四九一・九四二
基点31	X二〇〇一五四・〇九五	Y一〇一四九四・〇〇五
基点32	X二〇〇一三一・七一八	Y一〇一四九五・三二六
基点33	X二〇〇〇〇九・三五〇	Y一〇一四九五・三二六
基点34	X二〇〇〇〇八六・九九二	Y一〇一四九六・三六〇
基点35	X二〇〇〇〇六四・六四六	Y一〇一四九七・六四二
基点36	X一九九九〇四・六六九	Y一〇一五〇七・七一五
基点37	X一九九九〇四・四一七	Y一〇一五〇三・七二四
基点38	X一九九八五九・四四二	Y一〇一五〇五・五八三
基点39	X一九九八五三・八一八	Y一〇一五〇五・九三七
基点40	X一九九八四〇・七三四	Y一〇一五〇一・二三三
基点41	X一九九八三八・二三八	Y一〇一五〇一・八九八
基点42	X一九九八二一・四二三	Y一〇一五〇一・二三九
基点43	X一九九八一七六・九四四	Y一〇一五〇三・五三六
基点44	X一九九八一七四・三八四	Y一〇一五〇三・一九〇

基点82	X	一九七四二九・五二二	Y	一〇一七四〇・五六七の点
基点81	X	一九七四六七・〇〇六	Y	一〇一七三三・五〇〇の点
基点80	X	一九七四六七・七四五	Y	一〇一七三七・四三〇の点
基点79	X	一九七四八五・八四四	Y	一〇一七三三・九八七の点
基点78	X	一九七五〇三・六四七	Y	一〇一七三〇・四八八の点
基点77	X	一九七五二一・四二九	Y	一〇一七二六・八八一の点
基点76	X	一九七五三九・一八八	Y	一〇一七二三・一六六の点
基点75	X	一九七五五六・九二五	Y	一〇一七一九・三四三の点
基点74	X	一九七五七四・六三八	Y	一〇一七一五・四一三の点
基点73	X	一九七七七五・四九四	Y	一〇一六七〇・二〇四の点
基点72	X	一九七七九三・九五八	Y	一〇一六六六・二二九の点
基点71	X	一九七八一二・四九一	Y	一〇一六六二・五九九の点
基点70	X	一九七八三一・〇八九	Y	一〇一六五九・三一五の点
基点69	X	一九七八四九・七四五	Y	一〇一六五六・三七九の点
基点68	X	一九七八八八・四五三	Y	一〇一六五三・七九一の点
基点67	X	一九七八八七・二〇七	Y	一〇一六五一・五五二の点
基点66	X	一九七九七八・七〇五	Y	一〇一六四一・四九四の点
基点65	X	一九八〇〇一・九四二	Y	一〇一六三九・〇三一の点
基点64	X	一九八〇二五・一九六	Y	一〇一六三六・七四八の点
基点63	X	一九八〇四八・四六七	Y	一〇一六三四・六四五の点
基点62	X	一九八一八一・三一九	Y	一〇一六二四・一〇九の点
基点61	X	一九八四八三・八八五	Y	一〇一六〇〇・三一九の点
基点60	X	一九八五一三・三四六	Y	一〇一五九八・〇〇三の点
基点59	X	一九八五一五・八三二	Y	一〇一五九七・三〇〇の点
基点58	X	一九八五二八・八三二	Y	一〇一五九一・八〇〇の点
基点57	X	一九八五三四・三四九	Y	一〇一五八八・八二七の点
基点56	X	一九八五七九・二九二	Y	一〇一五八八・八二七の点
基点55	X	一九八五七九・六〇〇	Y	一〇一五八二・〇七八の点
基点54	X	一九八六四五・七一六	Y	一〇一五八七・五九四の点
基点53	X	一九八六六五・一八九	Y	一〇一五八六・一〇一の点
基点52	X	一九八六八四・六六八	Y	一〇一五八四・六八四の点
基点51	X	一九八七〇四・一五二	Y	一〇一五八三・三四三の点
基点50	X	一九八七二三・六四二	Y	一〇一五八二・〇七八の点
基点49	X	一九九〇六三・七二〇	Y	一〇一五六〇・六六五の点
基点48	X	一九九一〇一・六一三	Y	一〇一五五七・七一一の点
基点47	X	一九九一〇一・三六三	Y	一〇一五五三・七四一の点
基点46	X	一九九一五五・二二六	Y	一〇一五四九・八七三の点
基点45	X	一九九一六〇・七四四	Y	一〇一五四九・五二六の点

基点83	X	一九七四二二・六〇一	Y	一〇一七四〇・八八三の点
基点84	X	一九七四一七・〇六四	Y	一〇一七四一・九二六の点
基点85	X	一九七四〇五・二七一	Y	一〇一七四八・四九三の点
基点86	X	一九七四〇一・一四〇	Y	一〇一七四九・九八六の点
基点87	X	一九七三五七・〇四〇	Y	一〇一七五八・二九八の点
基点88	X	一九七三五四・五七四	Y	一〇一七五八・七六四の点
基点89	X	一九七三三三・四五三	Y	一〇一七六〇・〇一八の点
基点90	X	一九七三三三・二八五	Y	一〇一七六四・六一四の点
基点91	X	一九七三〇九・七九九	Y	一〇一七六七・四八六の点
基点92	X	一九七二二四・五八四	Y	一〇一七六五・五二八の点
基点93	X	一九七一三二・六一三	Y	一〇一七八七・四七〇の点
基点94	X	一九七一〇一・七四八	Y	一〇一七八四・二一九の点
基点95	X	一九七〇八九・八九九	Y	一〇一八〇三・六五四の点
基点96	X	一九七〇三九・九三三	Y	一〇一八三〇・一六〇の点
基点97	X	一九六九七四・九八二	Y	一〇一八五九・五四九の点
基点98	X	一九六九〇六・八六五	Y	一〇一八八〇・五六三の点
基点99	X	一九六八六五・九〇八	Y	一〇一八九〇・四二九の点
基点100	X	一九六八二二・九九六	Y	一〇一九〇四・四八二の点
基点101	X	一九六七八二・八六六	Y	一〇一九二五・一九六の点
基点102	X	一九六七五五・〇八一	Y	一〇一九四一・八六二の点
基点103	X	一九六七〇六・八五一	Y	一〇一九七七・五二七の点
基点104	X	一九六七〇八・〇一五	Y	一〇一九九〇・九七八の点
基点105	X	一九六六九八・六六三	Y	一〇一九九九・〇五五の点
基点106	X	一九六六九九・五六〇	Y	一〇二〇〇七・四〇四の点
基点107	X	一九六六九〇・七〇九	Y	一〇二〇一六・〇二〇の点
基点108	X	一九六六八二・一一八	Y	一〇二〇二四・八九五の点
基点109	X	一九六六七二・七〇七	Y	一〇二〇三六・四〇一の点
基点110	X	一九六六七二・〇二九	Y	一〇二〇三六・六七〇の点
基点111	X	一九六六六三・四七八	Y	一〇二〇四六・七九九の点
基点112	X	一九六六六八・二二四	Y	一〇二〇五〇・七四八の点
基点113	X	一九六六五〇・三八〇	Y	一〇二〇七二・一六五の点
基点114	X	一九六六四三・二三三	Y	一〇二〇七三・三一三の点
基点115	X	一九六六三三・七八一	Y	一〇二〇二一・七一七の点
基点116	X	一九六六三三・六一七	Y	一〇二〇二一・七四五の点
基点117	X	一九六五八三・五二六	Y	一〇二〇九七・二〇一の点
基点118	X	一九六五七三・九九八	Y	一〇二〇五六・五六〇の点
基点119	X	一九六五〇七・〇五九	Y	一〇二〇八一・三一〇の点
基点120	X	一九六五〇三・四六四	Y	一〇二〇三三・〇一九の点

り囲まれた区域(保安林を除く。)

(河川計画課)

福島県告示第五百七十六号

海岸保全区域として指定する件(平成十一年福島県告示第五十四号)の一部を次のように改正する。

平成二十九年八月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

表一〇五原町海岸渋佐菅浜地区海岸の項区域の欄を次のように改める。

一 基点及び補助点の位置(公共座標第Ⅹ座標系)

基点1	X	一八二四一九・九〇二	Y	一〇四九六二・五九九の点
基点2	X	一八二四〇三・四六九	Y	一〇四九七八・八六七の点
基点3	X	一八三三九八・九七七	Y	一〇四九八二・五七〇の点
基点4	X	一八三三九四・一〇二	Y	一〇四九八五・三〇五の点
基点5	X	一八三三八八・八二六	Y	一〇四九八七・一五一の点
基点6	X	一八三三八三・二二七	Y	一〇四九八八・〇五三の点
基点7	X	一八三三七七・七二一	Y	一〇四九八七・九八五の点
基点8	X	一八二〇九七・四〇七	Y	一〇四九五九・九六二の点
基点9	X	一八二〇九七・八〇五	Y	一〇四九五五・九八二の点
基点10	X	一八九九五・三七二	Y	一〇四九四五・七四三の点
基点11	X	一八九九四・九七四	Y	一〇四九四九・七二二の点
基点12	X	一八七三四・五二六	Y	一〇四九二三・六八五の点
基点13	X	一八四五〇・九〇二	Y	一〇四九〇八・六六四の点
基点14	X	一八四五一・一一四	Y	一〇四九〇四・六六九の点
基点15	X	一八三三五・六二〇	Y	一〇四八九九・六一一の点
基点16	X	一八三三五・四〇八	Y	一〇四八九九・六一一の点
基点17	X	一八三三一・九九四	Y	一〇四九〇二・三六六の点
基点18	X	一八一九九・五四五	Y	一〇四九〇二・三六六の点
基点19	X	一八一八〇・九八七	Y	一〇四八八八・三二五の点
基点20	X	一八一七四・一一八	Y	一〇四八八八・三二五の点
基点21	X	一八一七三・七六二	Y	一〇四八八七・六九六の点
基点22	X	一八一〇九八・五三七	Y	一〇四八二八・一七六の点
基点23	X	一八一〇八六・六一九	Y	一〇四九三〇・一七一の点
基点24	X	一八九九三・〇〇五	Y	一〇四九三四・六五三の点
基点25	X	一八九七八・二二四	Y	一〇四九三四・九七四の点
基点26	X	一八九六三・四四七	Y	一〇四九三四・五二二の点
基点27	X	一八〇九四八・七三三	Y	一〇四九三三・二九八の点

基点28	X	一八〇九三四・〇六四	Y	一〇四九三一・三〇七の点
基点29	X	一八〇八八三・六九七	Y	一〇四九二三・一一四の点
基点30	X	一八〇八七二・一六一	Y	一〇四九二一・四五五の点
基点31	X	一八〇八六〇・五七二	Y	一〇四九二〇・二二〇の点
基点32	X	一八〇八四八・九四六	Y	一〇四九一九・四一二の点
基点33	X	一八〇八三七・二九七	Y	一〇四九一九・〇三二の点
基点34	X	一八〇八一八・二五六	Y	一〇四九一八・七六一の点
基点35	X	一八〇八一八・三二二	Y	一〇四九一四・七六一の点
基点36	X	一八〇七二七・九三九	Y	一〇四九一三・四七四の点
基点37	X	一八〇七二七・八八二	Y	一〇四九一七・四七四の点
基点38	X	一八〇六五三・二〇七	Y	一〇四九一六・四一〇の点
基点39	X	一八〇四五五・九〇一	Y	一〇四九二〇・九二七の点
基点40	X	一八〇四五五・三七六	Y	一〇四九二〇・九二七の点
基点41	X	一八〇四三五・五二六	Y	一〇四九二二・三七八の点
基点42	X	一八〇二五一・五四二	Y	一〇四九四三・九五四の点
基点43	X	一八〇一一三・二八九	Y	一〇四九六〇・一六八の点
基点44	X	一八〇〇七・四九九	Y	一〇四九六〇・一六八の点
基点45	X	一八〇〇七・五九一	Y	一〇四九六三・四六八の点
基点46	X	一八〇〇五二・一七一	Y	一〇四九六四・一三二の点
基点47	X	一八〇〇二七・七四八	Y	一〇四九六三・五六一の点
基点48	X	一八〇〇〇三・三八五	Y	一〇四九六一・七五四の点
基点49	X	一八〇〇〇三・七七七	Y	一〇四九五七・七七六の点
基点50	X	一七九九八八・八七九	Y	一〇四九五六・〇五三の点
基点51	X	一七九九七四・〇三三	Y	一〇四九五三・八六四の点
基点52	X	一七九九六五・一三二	Y	一〇四九五二・二六七の点
基点53	X	一七九九五九・二四三	Y	一〇四九五二・二六七の点
基点54	X	一七九九四四・四一七	Y	一〇四九四八・〇六二の点
基点55	X	一七九九二九・五〇二	Y	一〇四九四四・六四九の点
基点56	X	一七九九二三・六〇四	Y	一〇四九四三・四五二の点
基点57	X	一七九九一七・六六八	Y	一〇四九四二・五五二の点
基点58	X	一七九九一六・五七八	Y	一〇四九四二・五五二の点
基点59	X	一七九九〇八・八五四	Y	一〇四九四六・四四八の点
基点60	X	一七九九〇一・一〇三	Y	一〇四九四五・七六九の点
基点61	X	一七九八九三・三五七	Y	一〇四九四五・六〇四の点
基点62	X	一七九八八五・六五一	Y	一〇四九四六・八一〇の点
基点63	X	一七九八七八・〇一九	Y	一〇四九四八・一七七の点
基点64	X	一七九八七〇・四九四	Y	一〇四九五〇・〇四六の点
基点65	X	一七九八六三・一一〇	Y	一〇四九五二・四〇九の点
基点66	X	一七九八五五・八九七	Y	一〇四九五五・二五五の点

公告第百八十三号

公 告

基点67	X一七九七七・七五六	Y一〇四九八九・一二〇の点
基点68	X一七九七七・九〇八	Y一〇四九九一・四一二の点
基点69	X一七九七六・八〇二	Y一〇四九九四・二七二の点
基点70	X一七九七六・二〇一	Y一〇五〇〇五・〇六九の点
基点71	X一七九七五・六五四	Y一〇五〇〇八・九八五の点
基点72	X一七九七五・四三二	Y一〇五〇一三・二四七の点
基点73	X一七九七五・七八九	Y一〇五〇一七・四九九の点
基点74	X一七九七五・二二四	Y一〇五〇二二・五六六の点
補助点1	X一七九七七・〇二三	Y一〇五〇三四・二八七の点
補助点2	X一七九七七・二〇四	Y一〇五一一二・八三七の点
補助点3	X一八〇〇九・二五六	Y一〇五〇四八・一八一の点
補助点4	X一八〇〇七・〇七一	Y一〇五〇三七・〇二三の点
補助点5	X一八〇〇八・二二一	Y一〇五〇五三・三三五の点
補助点6	X一八一〇一・八・六五六	Y一〇五〇三六・九四九の点
補助点7	X一八一〇二・六三七	Y一〇五〇二二・三三九の点
補助点8	X一八一五六・一八〇	Y一〇五〇四〇・一九七の点
補助点9	X一八一八四・六一八	Y一〇五二五六・九二九の点
補助点10	X一八二〇二・九九七	Y一〇五二七四・九三五の点
補助点11	X一八二四七・六五一	Y一〇五〇二一・九四七の点

二 区域

渋佐菅浜地区海岸基点1、基点2、基点3、基点4、基点5、基点6、基点7、基点8、基点9、基点10、基点11、基点12、基点13、基点14、基点15、基点16、基点17、基点18、基点19、基点20、基点21、基点22、基点23、基点24、基点25、基点26、基点27、基点28、基点29、基点30、基点31、基点32、基点33、基点34、基点35、基点36、基点37、基点38、基点39、基点40、基点41、基点42、基点43、基点44、基点45、基点46、基点47、基点48、基点49、基点50、基点51、基点52、基点53、基点54、基点55、基点56、基点57、基点58、基点59、基点60、基点61、基点62、基点63、基点64、基点65、基点66、基点67、基点68、基点69、基点70、基点71、基点72、基点73、基点74、補助点1、補助点2、補助点3、補助点4、補助点5、補助点6、補助点7、補助点8、補助点9、補助点10及び補助点11を順次直線で結んだ線並びに補助点11と基点1を直線で結んだ線により囲まれた区域（保安林及び準用河川の河川区域を除く。）

(河川計画課)

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十九年八月二十九日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
三春町土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 鈴木 義孝

同 過足 重治

同 千葉 初吉

同 渡辺 泰馨

同 村上 茂

同 松崎 寛文

同 大内 将

同 橋本 雄二

同 小松 茂行

同 鈴木 政一

同 橋本 正勝

同 近内 勝彦

同 影山 明夫

同 過足 長貞

同 鈴木 昇

同 渡辺 浩志

就任した役員

役別 氏名

理事 鈴木 義孝

同 過足 重治

同 千葉 英吉

同 宗形 義匡

同 佐藤 洋一

同 橋本 國春

同 渡辺 浩志

同 安部 喜一

同 小松 茂行

同 鈴木 貞男

同 橋本 久吉

同 近内 亨夫

同 影山 明夫

住所

田村郡三春町大字柴原字神久保一〇〇番地

同 同 同 町大字過足字下屋敷一番地

同 同 同 町大字西方字中ノ内一七三番地

同 同 同 町大字齋藤字戸ノ内一四八番地

同 同 同 町大字沼沢字浜井場四五番地

同 同 同 町大字鷹巣字餅田一〇三番地

同 同 同 町大字貝山字岩田一八六番地

同 同 同 町大字込木字田中四二番地

同 同 同 町大字滝字岩ノ入一六五番地

同 同 同 町大字柴原字神久保一五八番地

同 同 同 町大字樋渡字下ノ前一九〇番地

同 同 同 町大字根本字光谷一一二番地

同 同 同 町大字狐田字五郎内一七七番地

同 同 同 町大字齋藤字戸ノ内一六番地

同 同 同 町大字鷹巣字姥ヶ懐一四〇番地の一

同 同 同 町大字貝山字古内一五〇番地

住所

田村郡三春町大字柴原字神久保一〇〇番地

同 同 同 町大字過足字下屋敷一番地

同 同 同 町大字西方字西方前一六四番地

同 同 同 町大字齋藤字齋藤一四二番地

同 同 同 町大字沼沢字新屋敷一一七番地

同 同 同 町大字鷹巣字瀬山四六番地

同 同 同 町大字貝山字古内一五〇番地

同 同 同 町大字込木字田中七三番地

同 同 同 町大字滝字岩ノ入一六五番地

同 同 同 町大字柴原字滑津九六番地の五

同 同 同 町大字樋渡字菅石田三七三番地の二

同 同 同 町大字根本字仲平二七二番地

同 同 同 町大字狐田字五郎内一七七番地

監事 影山 常光 同 郡同 町大字斎藤字戸ノ内一五三番地
 同 佐久間 千佳 同 郡同 町大字鷹巣字堤八四番地の二
 同 渡邊 晃秀 同 郡同 町大字貝山字古内八四番地

(農村計画課)

公告第百八十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定により、
 宇内地区に係る県管農村地域復興再生基盤総合整備事業(農地整備事業)の工事は、平
 成二十九年七月二十日完了したので公告する。

平成二十九年八月二十九日

福島県知事 内 堀 雅 雄
 (農村計画課)

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会指示第四号

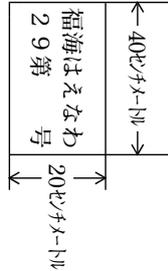
福島県の地先海面におけるはえなわ漁業について、漁業法(昭和二十四年法律第二
 六十七号)第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

平成二十九年八月二十九日

福島海区漁業調整委員会
 会長 新妻 芳 弘

- 一 操業の承認
 最大高潮時海岸線における富岡川河口中央から正東の線以南の水深百メートル以深
 の福島県の海域において、はえなわ漁業(浮きはえなわ漁業を除く。)を操業しよう
 とする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会の承認を受けなければなら
 ない。
- 二 承認の対象漁船
 はえなわ漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数七トン未満とする。
- 三 操業期間
 一に規定する海域における操業期間は、平成二十九年十月一日から平成三十年三月
 三十一日までとする。
- 四 制限又は条件
 1 操業の禁止区域
 次に掲げる海域での操業は、禁止する。
 北緯三十七度十七分四十九秒以南の水深百メートルから水深三百メートルの福島
 県の海域
 2 承認証の備付け及び標識の表示
 操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次

に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。



- 3 操業の協定
 操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生
 じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場
 合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移
 動しなければならない。
- 五 承認の取消し
 この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。
- 六 指示の有効期間
 この指示の有効期間は、平成二十九年十月一日から平成三十年九月三十日までとす
 る。